

国民健康保険運営協議会
令和6年2月15日
議題 (2)

令和6年 第1回
大牟田市国民健康保険運営協議会会議資料

(2) 令和6年度大牟田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

大牟田市市民部保険年金課

= 目次 =

1. 令和6年度国民健康保険事業費納付金について … 1
 - (1) 国保財政の仕組み
 - (2) 令和6年度福岡県国保事業費納付金について

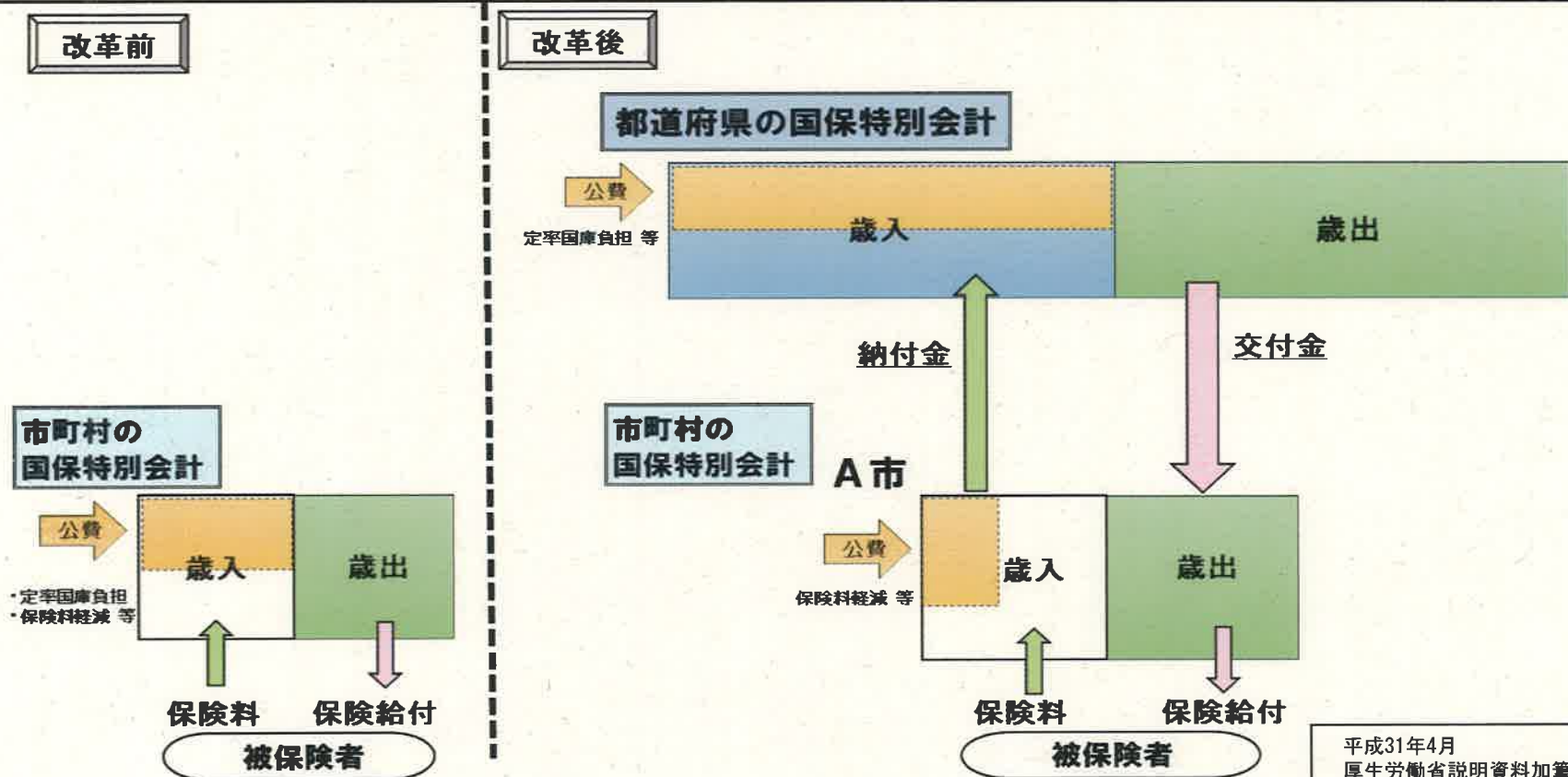
2. 令和6年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について…4
 - (1) 令和5年度決算見込
 - (2) 令和6年度当初予算（案）
 - (3) 5年度と6年度当初予算（案）の比較
 - (4) 令和6年度当初予算（案）について（まとめ）

1. 令和6年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 国保財政の仕組み

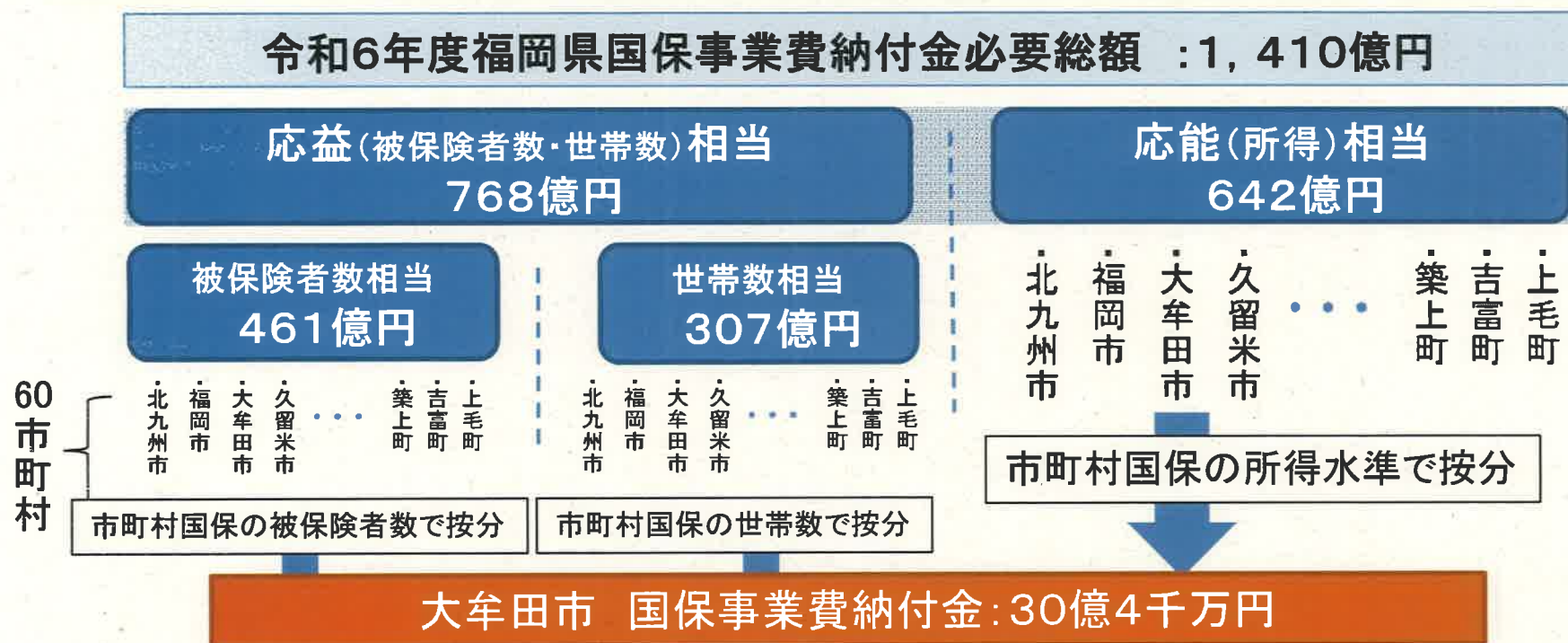
改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



平成31年4月
厚生労働省説明資料加筆

(2) 令和6年度福岡県国保事業費納付金について



●令和6年度の福岡県国保事業費納付金については、

・歳出において、6年度の保険給付費が5年度と同様に高い状況が継続すること等を想定し、県が市町村へ支払う保険給付費等交付金の財源不足が生じないように考慮されている。

また、後期高齢者の医療費を現役世代が支えている後期高齢者支援金は、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となっていることにより、後期高齢者の被保険者数の増とともに医療給付費が増加することが想定され、県が社会保険診療報酬支払基金へ支払う支援金の額が5年度より増となっている。

このような状況により、県平均の一人あたりの事業費納付金は、5年度144,000円から6年度149,995円と、5,995円の増となっている。

※大牟田市の一人あたりの事業費納付金についても、5年度の137,300円から6年度143,674円と、6,374円の増となっている。

<令和6年度 市町村別1人あたり納付金額の本算定結果>

番号	市町村名	一般被保険者数		H28納付金相当額	R6納付金額 (推計)	B-A	B/A (%)
		H28	R6(推計)	A (円)	B (円)		
県計		28,599	21,135	128,545	149,995	21,450	116.7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34	大牟田市	28,599	21,135	124,591	143,674	19,083	115.3
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

省略

省略

2. 令和6年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について

(1) 令和5年度決算見込 <予算現額（12月補正後）>

歳入

区分	予算現額 (A)	決算見込 (B)	決見 - 予算 (B-A)	
保険税	現年度分	1,716,949	1,601,358	△ 115,591
	滞納繰越分	83,974	82,302	△ 1,672
	計	1,800,923	1,683,660	△ 117,263
国庫支出金	150	380	230	
県支出金	普通交付金	10,666,911	10,454,499	△ 212,412
	特別交付金	383,683	462,937	79,254
	国保事業費補助金	7,352	4,352	△ 3,000
	計	11,057,946	10,921,788	△ 136,158
一般会計繰入金	1,192,661	1,207,221	14,560	
その他	48,465	48,770	305	
繰越金	695,476	695,476	0	
合計	14,795,621	14,557,295	△ 238,326	

歳出

(単位：千円)

区分	予算現額 (A)	決算見込 (B)	決見 - 予算 (B-A)	
総務費	171,412	170,254	△ 1,158	
保険給付費	療養給付費等	10,703,511	10,491,099	△ 212,412
	その他 (出産・葬祭費・傷病手当等)	73,738	73,738	0
	計	10,777,249	10,564,837	△ 212,412
事業費納付金	医療納付金分	2,296,518	2,296,518	0
	後期高齢者支援金等分	664,980	664,980	0
	介護納付金分	206,714	206,417	△ 297
	計	3,168,212	3,167,915	△ 297
保健事業費	165,921	167,421	1,500	
その他(返還金等)	17,350	53,488	36,138	
予備費	495,477	0	△ 495,477	
合計	14,795,621	14,123,915	△ 671,706	

令和5年度の実質収支見込み(歳入-歳出)

14,557,295千円 - 14,123,915千円 = 433,380千円

令和5年度の単年度収支見込み(実質収支見込-繰越金)

433,380千円 - 695,476千円 = △262,096千円

○実質収支の見込みが黒字(約4億3千万円)となる主な要因

- ・4年度から、約6億9千万円の繰越しを行った。

○単年度収支の見込みが赤字(約2億6千万円)となる主な要因

- ・歳出の事業費納付金(一人あたりの額)は4年度と比較して増加しているが、財源となる歳入の保険税は、被保険者数が減少していることなどにより、減少が見込まれる。
- ・4年度に過大交付を受けていた国や県の交付金等の返還金が約3千6百万円発生する。

○決算剰余金(約4億3千万円)の取扱い

- ・6年度へ繰越しを行い、事業費納付金の増加等に対する財源として活用する。

(2) 令和6年度当初予算(案)

歳入

区分	5年度 当初予算	6年度 当初予算 (案)	増減	備考	
保険税	現年度分	1,716,949	1,544,491	△ 172,458	
	滞納繰越分	83,974	77,702	△ 6,272	・被保険者数の減少の影響等により減
	計	1,800,923	1,622,193	△ 178,730	
国庫支出金	150	123	△ 27	・マイナンバーカード保険証利用の登録促進経費に対する補助金	
県支出金	普通交付金	10,666,911	11,148,616	481,705	・歳出の保険給付(療養給付費等)に対する交付金
	特別交付金	383,683	425,512	41,829	・精神疾患が多い事など特別な事情による財政負担や医療費適正化の取組に対する交付金
	国保事業費補助金	7,352	6,257	△ 1,095	・健康増進事業に対する補助金
	計	11,057,946	11,580,385	522,439	
一般会計繰入金	1,204,240	1,219,269	15,029	・職員給与費や事務費、保険税軽減に係る基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金	
その他	48,465	48,495	30		
繰越金	200,000	200,000	0	・5年度からの繰越金(5年度決算が確定していないため200,000千円を見込み計上)	
合計	14,311,724	14,670,465	358,741		

歳出

(単位：千円)

区分	5年度 当初予算	6年度 当初予算 (案)	増減	備考	
総務費	183,893	191,201	7,308	・職員給与費、事務費、医療費適正化対策費等	
保険給付費	療養給付費等	10,703,511	11,185,166	481,655	
	その他 (出産・葬祭費等)	73,738	70,738	△ 3,000	・5年度から一人あたり保険給付費の伸びを見込むとともに感染症等の流行に備えた予算額を計上
	計	10,777,249	11,255,904	478,655	
事業費納付金	医療納付金分	2,296,518	2,173,102	△ 123,416	・県内市町村の医療費水準や所得水準に応じて、県が算定した額
	後期高齢者支援金等分	664,980	661,917	△ 3,063	・被保険者数は減となるが、一人あたりの納付金額は増となっている
	介護納付金分	206,714	201,540	△ 5,174	(一人あたり納付金額) R5年度 137,300円 R6年度 143,674円
	計	3,168,212	3,036,559	△ 131,653	
保健事業費	165,019	169,450	4,431	・特定健診・特定保健指導費、歯科検診費等	
その他	17,351	17,351	0		
合計	14,311,724	14,670,465	358,741		

令和6年度予算額 146億円

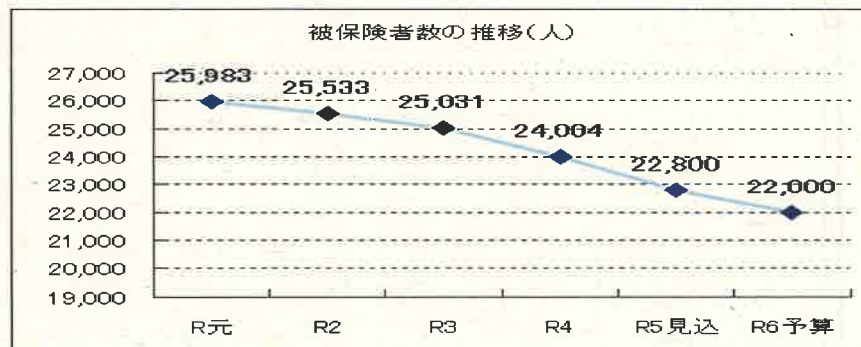
(3) 5年度と6年度当初予算(案)の比較 (6ページの主な増減理由)

【被保険者数】

○人口の減少や団塊の世代が後期高齢者医療へ移行することなどにより減となる。

5年度見込 22,800人

6年度予算 22,000人 (△800人)



【歳出の主な増減理由】

○保険給付費は、一人あたりの給付費の伸びが見込まれ、被保険者は減少するが総額では増と見込む。(保険給付費は普通交付金として県から交付される)

○事業費納付金は、保険給付費の伸びや後期高齢者支援金の増加などにより、一人あたりの事業費納付金の額は増加しているが、被保険者の減少により総額は減となる。

一人あたり事業費納付金	大牟田市	県平均
5年度	137,300円	144,000円
6年度	143,674円	149,995円

【歳入の主な増減理由】

○保険税は、被保険者の減少の影響等により減を見込む。

○県支出金のうち、普通交付金は歳出の保険給付費の増により増となる。

○繰越金は、5年度の決算見込の黒字のうち2億円を計上。

(4) 令和6年度当初予算(案)について(まとめ)

●6年度の保険税収入については、被保険者数の減等により、現行(5年度)の保険税率を適用すると、5年度決算見込より減となる見込みである。

しかしながら、5年度からの繰越金が生じる見込であり、この繰越金を活用することにより、6年度の本市の保険税率は据え置きとする。

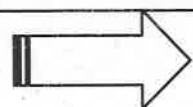
●保健事業については、「大牟田市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診、保健指導、歯周病検診、生活習慣病の予防等に取り組み、被保険者の健康増進や医療費の適正化を推進する。

●6年1月末において、5年度決算は約4億円の黒字を見込んでいるが、額については年度末まで未確定のため、6年度当初予算では2億円のみ計上し、予算編成を行う。

5年度決算において、2億円を超える繰越金が生じた場合は、6年度以降不足額が生じた場合の財源として活用したい。

※令和6年度税制改正による見直し予定

- ・保険税の課税限度額の引き上げにより、現行の104万円から106万円となる。
(後期支援金分が2万円引き上げ)
- ・保険税2割・5割の軽減判定所得の見直し。



6年度の当初予算は、税率は据え置き予算編成を行う。

※参考 大牟田市現行保険税率及び課税限度額

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
基礎課税分	9.30%	19,900円	22,400円	650,000円
後期高齢者支援金分	2.95%	6,200円	7,000円	<u>220,000円</u>
介護納付金分	3.15%	14,200円	—	170,000円

課税限度額計 1,040,000円